

令和 7 年 3 月 2 1 日

令和 7 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 7 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 （ 第 2 号 ）

招 集 年 月 日 令 和 7 年 3 月 2 1 日 （ 金 ）

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

 閉 議 午 後 6 時 0 0 分

出 席 議 員 （ 1 0 名 ）

1 番	村	山	一	彦	2 番	宗	健	司
3 番	山	本	達	也	4 番	高	山	豊彦
5 番	井	上	武	津男	6 番	岡	本	正意
7 番	畑		武	志	8 番	小	西	啓
9 番	岡	田		勇	1 0 番	吉	田	哲也

欠 席 議 員 （ 0 名 ）

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 細 井 隆 則

書 記 吉 田 敏 江

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 馬 場 正 実

理事兼会計管理者
兼 会 計 課 長 岡 田 博 之

総 務 課 長 原 田 敏 明

地域力推進課長 富 田 幸 彦

人 権 啓 発 課 長 中 尾 政 弘

税 住 民 課 長 今 西 靖

福 祉 課 長 北 広 光

保 育 園 長 富 岡 初 代

福 祉 課 主 幹 小 川 恭 仁 子

総合施設整備課長
兼 診 療 所 事 務 長 但 馬 宗 博

国保診療所医療担当課長 馬 場 か よ 子

農 村 振 興 課 長 松 井 幸 則

建 設 事 業 課 長 井 上 博 丞

議 事 日 程 別 紙 の と お り

会 議 に 付 し た 事 件 別 紙 議 事 日 程 の と お り

会 議 の 経 過 別 紙 の と お り

会 議 録 署 名 議 員 9 番 岡 田 勇

1 番 村 山 一 彦

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 広域連合の報告

日程第 4 議案第 3 号 令和 7 年度和束町一般会計予算

議案第 4 号 令和 7 年度和束町湯船財産区特別会計予算

議案第 5 号 令和 7 年度和束町国民健康保険特別会計予算

議案第 6 号 令和 7 年度和束町介護保険特別会計予算

議案第 7 号 令和 7 年度和束町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 8 号 令和 7 年度和束町簡易水道事業会計予算

議案第 9 号 令和 7 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算

日程第 5 議案第 19 号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 20 号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 議案第 21 号 和束町国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の全部改正について

日程第 7 議案第 22 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

日程第 8 議案第 23 号 和束町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

議案第 24 号 和束町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 25 号 財産の無償貸付について

日程第 10 議案第 26 号 和束町道路線の認定及び廃止について

- 日程第 1 1 議案第 2 7 号 和束山の家の指定管理者の指定について
- 日程第 1 2 議案第 2 8 号 令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 2 9 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 0 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 1 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 2 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 1 3 発委第 1 号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 4 発委第 2 号 和束町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 1 5 発議第 1 号 高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書
- 日程第 1 6 発議第 2 号 応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書

（追加）

- 日程第 1 議長辞職の件
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 副議長辞職の件
- 日程第 4 副議長選挙
- 日程第 5 議席の一部変更
- 日程第 6 常任委員の所属変更の件
- 日程第 7 議会運営委員の選任について
- 日程第 8 広報編集委員の選任について
- 日程第 9 一部事務組合議会議員の選挙

日程第 1 0 京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第 1 1 京都地方税機構広域連合議会議員の選挙

日程第 1 2 相楽東部広域連合議会議員の選挙

日程第 1 3 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（吉田哲也君）

皆さん、おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから、令和 7 年和束町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番、岡田 勇議員、1 番、村山一彦議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員にお願いをいたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。

監査委員より、令和 7 年 2 月 28 日現在の例月出納検査結果の報告がありましたので、結果報告の閲覧を希望の議員は事務局にてご覧ください。

以上で報告を終わります。

日程第 3、広域連合議会の報告を求めます。

相楽東部広域連合議会、村山一彦議員。

○相楽東部広域連合議会議員（村山一彦君）

それでは、私のほうからは、相楽東部広域連合議会の報告をさせていただきます。

令和 7 年第 1 回相楽東部広域連合議会臨時会が 2 月 4 日午後 2 時 30 分から和束町体験交流センターホールにおいて開催されました。

開会宣言に続いて会議録署名議員の指名、会期の決定を経て、同意第 1 号 相楽東部地域公平委員会委員の選任につき同意を求める件について全員賛成で同意され、会議は閉会されました。

以上で、令和 7 年第 1 回想楽東部広域連合議会臨時会の報告といたします。

○議長（吉田哲也君）

以上で報告を終わります。

日程第４、議案第３号から議案第９号までの令和７年度一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算、以上７件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、村山和彦議員。

○予算特別委員長（村山一彦君）

それでは、私のほうから、予算特別委員会審査報告をいたします。

３月７日開会の令和７年第１回定例会に提案された議案第３号から議案第９号までの令和７年度和東町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算の審査が予算特別委員会に付託され、３月１２日と１３日の２日間にわたり委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに理事から当初予算の概要と主要事項の説明を受け、続いて各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けました。

令和７年度当初予算の一般会計予算額は３９億９，１３０万円、４特別会計の予算額は１５億２，０５９万円、総合保健福祉施設の竣工等に伴い、対前年度比マイナス１０．５％、５５億１，１８９万円の予算編成です。

また、公営企業会計の予算額は、収益的収入で計４億７７１万２，０００円、収益的支出で計４億７４８万８，０００円です。

令和７年度は第５次総合計画前期基本計画の最終年度であり、計画に掲げる将来像「和の郷、知の郷、茶源郷和東」の実現に向け、六つの政策の展開方向に沿って編成されたとのこと。

第１は、「子どもから高齢者まで全ての住民が健やかに暮らせる郷」です。

間もなく供用開始を迎える健康福祉交流センターの管理費や駐車場整備に６，６９３万６，０００円が計上されている。また、令和７年度中の事業開始を目指し、シルバー人材センター事業も計画されている。その他、子育て支援の充実として、子育て

応援給付金、妊婦のための支援給付、妊婦等包括相談支援、妊娠出産期支援事業、産後支援推進事業なども実施される。

第2は、「生きる力を育む教育と生涯にわたった学びの郷」。

大阪・関西万博きょうとのちから創発信事業1,150万円、文化庁京都移転文化創造発信事業に300万円など、歴史文化の保存・継承と共に国内外の交流と国際化への対応に取り組まれる。

第3は、「自然と共生し、安心、安全な郷」。

当初の整備から10年が経過した防災行政無線の基地局などの更新を行い、近年頻発する地震や風水害への対応を盤石にされる。また、木造住宅の耐震対策、森林経営管理事業などに取り組まれる。

第4は、「お茶観光を軸とした交流の郷」。

鷺峰山トンネルの開通や大阪・関西万博の開催を踏まえ、広域観光周遊ルートの実証運行に新たに取り組むなど、交流人口のさらなる拡大に取り組まれる。また、ワールドマスタースゲームズ2027関西を見据え、国際大会や住民向けイベントを開催し、機運を盛り上げられる。

第5は、「快適で美しい環境の郷」です。

石寺橋の整備、町道中溝学校線の拡幅改良など、道路ネットワークの強化により、安全・快適で持続可能な道づくりを推進される。また、デマンド交通W a z C a rは、住民との協働の交通システムを継続するとともに、新たな運行ルートの追加を検討される。このほか、デジタル地域ポイント事業や情報システム標準化以降事業など行政サービスのデジタル化を推進し、利便性の向上と住民が恩恵を享受できる取組を進められる。

これらの説明に対し委員からは、「シルバー人材センターが長く続けられるよう、報酬や保険の対応を」、「地域おこし協力隊の採用に当たっては、その方のスキルが十分発揮でき、末永くまちづくりに参加いただけるようにしてほしい」、「地方交付

税と国庫支出金で５６％を占めており、国の予算の在り方により町財政が左右される」、「大阪・関西万博は和束町をアピールできるチャンスである。広く発信、告知が必要」、「健康福祉交流センターの安全対策は」、「子ども・子育て支援事業計画に当事者である子供の意見を取り入れたか」、「茶源郷行政情報配信システムの設置数を増やす取り組みは」、「小児救急医療体制の確保は」、「成年後見制度についてもっとアピールを」、「健康福祉交流センターの使用料を役場も支払うことになっているが、なぜか。事務が増えるだけではないか」、「W a z C a r の利便性向上のための乗降ポイントの増設を」、「マイナ保険証の周知の徹底を求める」、「和束荘のこれからの方向は」、「防災井戸の考えは」など、多岐にわたり質疑や要望、意見が出されました。詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が、一般会計のほか国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業会計の６つの会計に反対討論を、また、畑委員が一般会計について、山本委員が国民健康保険特別会計について、井上委員が介護保険特別会計について、高山委員が後期高齢者医療特別会計について、宗委員が簡易水道事業会計について、岡田委員が特定環境保全公共下水道事業会計についてそれぞれ賛成の討論を行いました。

令和７年度一般会計予算ほか４特別会計予算、２公営企業会計予算の採決の結果は次のとおりです。

議案第３号 令和７年度和束町一般会計予算は、賛成者多数。

議案第４号 令和７年度和束町湯船財産区特別会計予算は、賛成者全員。

議案第５号 令和７年度和束町国民健康保険特別会計予算は、賛成者多数。

議案第６号 令和７年度和束町介護保険特別会計予算は、賛成者多数。

議案第７号 令和７年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は、賛成者多数。

議案第８号 令和７年度和束町簡易水道事業会計予算は、賛成者多数。

議案第９号 令和７年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計予算は、賛成者多

数。

以上のとおり、本委員会は令和７年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計、以上７件を原案のとおり可決いたしました。

以上、予算特別委員会報告いたします。

○議長（吉田哲也君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように、議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑討論を省略し、これより採決いたします。

議案第３号から議案第９号までの令和７年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算、以上７件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の７件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第３号から議案第９号までの令和７年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算並びに各公営企業会計予算、以上７件は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第１９号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第２０号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

提案理由および議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

改めまして、おはようございます。

議案第１９号及び議案第２０号の提案理由を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行う必要がありますので、「和東町簡易水道事業の設置等に関する条例」及び「和東町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご提案する次第でございます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第１９号の説明をさせていただきます。

議案第１９号

和東町簡易水道事業設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和７年３月２１日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりください。

改正する条例及び新旧対照表ですので、後ほどお目通しいただき、次ページをお願いいたします。

議長の許しをいただいておりますので、概要に基づき説明させていただきます。

和東町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 概要

１ 改正理由

地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行う。

２ 改正概要

地方自治法の一部が改正され、職員の賠償責任に係る条項が、同法第２４３条の２

の 8 から第 2 4 3 条の 2 の 9 に繰り下がるため、同条項を引用している同条例第 5 条
中第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項を第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項に改めるもの。

3 条例の施行日

地方自治法の一部を改正する法律、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行日

以上、議案第 1 9 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 0 号の説明をさせていただきます。

議案第 2 0 号

和東町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を

改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりください。

改正する条例及び新旧対照表でございますので、後ほどお目通しいただき、次ページをお願いいたします。

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づき説明させていただきます。

和東町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
概要

1 改正の理由

地方自治法の一部改正に伴い、同法を引用する規定に条ずれが生じたため、所要の改正を行う。

以下、2 番、3 番につきましては簡易水道事業と同様でございますので、省略させていただきます。

以上、議案第 2 0 号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第１９号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第１９号 和束町簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改
正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第２０号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を
改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２０号 和束町特定環境保全公共下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第２１号 和束町国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する
条例の全部改正についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

それでは、議案第 21 号の提案理由を申し上げます。

保健・医療・福祉の連携を強化し、町民の健康増進を促進するため、和東町健康福祉交流センター内へ国民健康保険直営診療所を設置するにあたり、その設置及び管理に関して必要な事項を定める必要があることから、当該条例を全部改正するものです。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

おはようございます。

それでは、議案第 21 号をよろしくお願いいたします。

議案第 21 号

和東町国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の全部

改正について

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

和東町長 馬場 正実

裏面をお願いいたします。

こちらは条例本文となります。あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要にて説明申し上げます。

もう 1 枚おめくりください。

おめくりいただきまして、右ページの No. 21、資料の概要でございます。読み上げにて説明とさせていただきます。

和東町国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の全部改正（案）概要

1 概要

1・設置（第 1 条関係）

国民健康保険法及び和束町国民健康保険条例に基づき、和束町国民健康保険直営診療所（以下「診療所」という。）を設置する。

2・名称及び位置（第2条関係）

診療所の名称及び位置は次のとおりとする。

（1）名称 和束町国民健康保険直営診療所

（2）位置 和束町大字釜塚小字生水15番地

3・事業（第4条関係）

診療所は、和束町の国民健康保険の被保険者及びその他各種医療保険の被保険者並びに被扶養者その他の者に対し、次に掲げる事業（以下「診察等」という。）を行うものとする。

（1）診察、治療、処置及びその他の手当

（2）薬剤又は治療材料の投与及び支給

（3）療養指導及び各種疾病の予防

（4）健康診断及び健康相談

（5）保健事業

（6）介護保険法に規定する介護サービス

4・使用料（第5条関係）

1 診療所の診察等を受けた者から法令又は診療契約に基づき、その者に係る使用料を徴収する。

（1）診療報酬の算定方法（以下「告示」という。）により算定した額

（2）介護保険法に定めのあるものについては、その規定により算出した費用の額

2 告示に定めない死後の処置料は、処置状態により1,000円以上1万円以下とする。

5・使用料等の減免（第8条関係）

町長は、災害その他の理由により使用料又は手数料の納付が経済的に困難と認め

られるものに対しては、これを減免することができる。

裏面をお願いいたします。

6・職員（第10条関係）

1 診療所に診療所長及びその他の必要な職員を置く。

2 診療所長は、医師である職員をもって充てる。

2 条例施行日

この条例は、和束町健康福祉交流センターの設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

幾つか確認させていただきます。

今回、国民健康保険の診療所の管理に関する条例が全部改正ということなんですけれども、一定、今現在の条例と比べまして、若干、条項が変更されているところがあります。その辺についての説明と変更する理由について説明をお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

現行の条例でございますが、場所が今回、健康福祉交流センターに入ること
で、まず1点は場所の移動でございます。

また、現行条例に単位等の文言があります。こちらは平成26年度に無床診療所に

変わっておりますので、こちらに関しましても一定整理をかけたというような内容でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それで、今度、今言われましたように、新しくできたセンターのほうに移設をされるわけですが、一応お話を伺ったところでは、移転に当たっての何日間か休診をされるというふうな話も聞いておりますけれども、その辺、患者さん等への周知もそうですが、いわゆる医療行為等、一定、定期的に通っておられる方もいると思うんですが、そういった方への対応についてはどのようにされているかお願いします。

○議長（吉田哲也君）

傍聴の方は着席をお願いします。傍聴の方、着席をお願いします。

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

来ておられる患者さん等へ直接、紙等をお渡ししまして周知をしているところでございます。また、広報等でもしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

一応いろいろ定期的な方もおられますけれども、やはり一定そのときに具合が悪くなってしまう方もいると思いますので、いろんな形で周知のほうはお願いしたいというふうに思います。

それと4月以降、新たな診療体制でスタートされるということなんですけれども、い

いわゆる新しい体制になって、一定、診療体制の変更といいますか、改善であるとか、そういったものというのは予定されてるものはあるでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

傍聴の方、着席してください。着席をお願いします。そうしないと出てもらわないといけないので。

暫時休憩します。

休憩（午前9時58分～午前10時01分）

○議長（吉田哲也君）

会議を再開いたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる診療所の4月からの診療体制についてもう少し具体的に言いますと、以前からも言っておりますけども、以前、診療所のほうでは夜間診療等をされていた時期がございましたし、今後そういった復活ということも検討されているかどうかということと、あと今回、医師の方の要望も含めてありまして、リハビリのほうの機器などもこの間、置いていただいていると思うんですけども、特に今の専門職等は置いておられない中で、どのような形でそういったものについての活用というのをされる方向があるか、その辺いかがでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

診療所事務長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

診療体制というのは、従来どおり大きく変わることはございません。

また、夜間診療につきましても、ただいま午後診をやっておりますので、そちらで

一定対応していくと。

理学療法につきましては、ドクターを中心としてナースと共に歩いていくというふうに聞いておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今後またスタートするばかりですけれども、いわゆる地域への往診もありますし、やっぱり夜間診療というのも、新しい方が受けていくという意味でも今後、大変大事だと思いますので、今の先生の出勤の関係とかでいろいろ制限もあると思うんですけども、そこはぜひまた今後検討いただきたいというふうに思います。

また、いわゆる作業療法の理学療法の関係の部分については、せっかく高い機械も置かれて、そういったリハビリ的なこともされるということなので、それはそれでいいことなんですけれども、ただ、やはり専門的なケアというものがあってこそそのそういう機械の効用もありますので、今後はやはりそういった体制の強化も含めて検討いただきたいと思いますので、そこは要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第21号 和束町国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の全部

改正についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 21 号 和束町国民健康保険直営診療所の設置及び管理に関する条例の全部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 22 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第 22 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正いたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

おはようございます。

私からは、議案第 22 号のご説明を申し上げます。

議案第 22 号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

和束町長 馬場 正実

1 枚をおめくりいただきまして、条例改正案でございます。あらかじめ議長のお許

しを得ておりますので、概要によりご説明を申し上げます。

2枚めくっていただきまして、資料No.22 新旧対照のほうをつけさせていただいております。後ほどご確認のほうをお願いいたします。

5ページほどめくっていただきまして、概要でございます。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 概要でございます。

1. 改定理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2. 概要

(1) 出張、第2条関係でございます。

勤務場所以外（自宅等）からの出張に係る旅費の支給を可能とする。

(2) 旅費の種目及び額、6条関係でございます。

旅費の費目及び内容について、規定を簡素化し、その他の交通費と宿泊費を追加。
鉄道・船・航空・その他の交通費については、実費額を支給する。宿泊費については、東京における宿泊費を上限1万9,000円とし、実費額を支給する。

(3) 旅費の返納、第22条関係でございます。

条例の規定に違反して旅費の支給を受けた旅行者に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設させていただいたところでございます。

3. 施行期日でございますが、令和7年4月1日。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２２号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２２号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第２３号 和束町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例、議案第２４号 和束町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、以上２件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第２３号及び議案第２４号の提案理由を申し上げます。

１２月議会定例会でご承認いただきました和束町組織条例の一部を改正する条例に基づき、令和７年４月１日に施行する機構改革に伴い、関係条例の所管課について一部改正する必要が生じたので、ここに提案させていただいた次第です。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

おはようございます。

それでは私から、議案第 23 号の説明をさせていただきます。

議案第 23 号

和東町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりいただきまして、改正条例でございます。また、右側に資料 No. 23 と
して新旧対照表をつけさせていただいております。

さらに 1 枚おめくりいただきまして、議長のお許しを得ておりますので、概要によ
り説明させていただきます。

和東町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例 概要

令和 7 年 4 月 1 日の本町の機構改革に伴い『和東町組織条例の一部を改正する条例』
が施行されるにあたり、福祉課所管の関係条例について所要の改正を行う。

- ・委員会の庶務を行う担当課の表記を地域福祉担当課（所管課）へ変更する。
- ・委員の任期の定めを「所掌事務が終了するまで」に変更する。

条例の施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

おはようございます。

それでは私のほうから、議案第 24 号の説明をさせていただきます。

議案第 24 号

和東町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日 提出

和 東 町 長 馬 場 正 実

おめくりいただきまして、条例の一部を改正する条例でございます。

次のページ、資料 N o . 2 4 につきましては新旧対照をつけております。

次のページであらかじめ議長のお許しを得ておりますので、概要で説明させていただきます。

和東町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 概要

令和 7 年 4 月 1 日の本町の機構改革に伴い、『和東町組織条例の一部を改正する条例』が施行されるに当たり、農村振興課所管の関係条例について所要の改正を行う。

条例の施行期日 令和 7 年 4 月 1 日

以上でございます。ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

体験交流センターの関係について、少しだけ確認だけしておきたいと思います。

一つは、今回組織改革というか、変更の関係で所管を変えるということではあるんですけども、農村振興課からまちづくり応援課に改めるということとなっておりますが、やはり体験交流センター自身は一定の目的を持ってつくられたし、また、その設置条例について、一定そういった目的を達成するために運営されていると思いますが、今回まちづくり応援課というものに所管をしていただくという意味で、今後の体験交流センターの活用についてどのようなお考えがあるか、町長にお聞きしたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

従来どおりと全く変えるような計画はしておりません。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それで、あそこは教育委員会が入っておられることもありますので、一定、その文化的な活動とか、そういった部分でのいろんな活動されている方がそこを拠点にされているところがございます。特にそういった点で、施設のにもこの間いろいろと改修はしていただいているんですけども、やはり一定古い部分もありますので、改善も必要とところがあると思っております。

特に2階の和室があるんですけども、その清潔を保つという意味での清掃等が大変課題があるんじゃないかというふうに私も使っておりまして思いますし、また、机とかそういったものも大変古い机等で、長机とかありますけども、使ったら分かるんですけども、大変重たいんですね。やはり高齢の方とかも使われてるケースも多いですし、今後やはりそれを入れ替えていくということも必要じゃないかというふうに考えておりますけども、その辺りは担当課として管理されてきたと思いますけども、今後新しいまちづくり応援課に引き継ぐという面もありますが、そういった備品類の入れ替えも含めて私は改善していただきたいなと思っておりますが、その辺、現状をどうお考えになって、今後どうされる予定があるか説明いただけますか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

すみません、ちょっと聞き取りにくかったのでもう一度お願いできますか。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

体験交流センターの施設、また備品等の今後の改善という点で今の現状をどうお考えかということと、特に2階の和室がありますね。そこに置いていただいているというか、机等も要は立てかけてるだけなんですけども、大変重量が重たい机というのを使っておられます。それを使う高齢の方とかでいえば大変負担が大きいこともありますし、ほかの自治体のセンターでそういう類いの整備をされている備品類を見ていっても、最近は大変軽いものを使っておられます。そういうことも含めて、今後、より使いやすい施設にしていく上でも、備品類の入れ替えも含めて検討いただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

今現在もそういう要望があれば随時入れ替えはさせていただいております。また、ご要望があればお申し出いただければと思っております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

今回いわゆる健康福祉交流センターが4月からオープンするということで、町長もいろんな意味で住民の方に利用のほうを言っておられると思いますが、ただ先日の予算でもお話ししておりましたように、いわゆる料金の設定とか負担が大変配慮のない料金設定をされているという状況の中で、やはりこれまで体験交流センターを使って

こられた方も、引き続きそこを拠点に活動されるケースは多くなると思います。そういった意味で、そこでやはりもう少しちゃんと活動しやすいような環境も含めて検討いただく必要があると思っておりますので、その辺、町長、先ほど運営については今後とも変わりはないと言われましたけども、やはり中のそういう改善も含めて、施設管理者として責任を持って改善いただきたいと思いますけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

はい、答弁させていただきます。

今、担当課長が答弁したとおりでございますので、ご理解のほうをよろしくお願ひします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第23号 和束町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第23号 和束町地域福祉計画策定委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

議案第２４号 和束町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２４号 和束町体験交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第２５号 財産の無償貸付についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第２５号の提案理由を申し上げます。

令和７年４月１日から供用を開始する和束町健康福祉交流センターの一部を社会福祉法人 和束町社会福祉協議会へ事務所として無償貸与するにあたり、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき議会の議決を得る必要があることから、本議案を提案させていただくものです。

慎重審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

それでは、議案第２５号をよろしくお願いいたします。

議案第２５号

財産の無償貸付について

下記の財産を無償貸付したいので、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により議会の議決を求める。

記

１ 貸与する財産の表示

種類 建物

名称 和束町健康福祉交流センター

所在 和束町大字釜塚小字生水 15 番地

貸付面積 208.45 平方メートル

附属する設備・備品 一式

2 貸付期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日

ただし、町又は貸付相手方が貸付期間の満了の 1 月前までに更新をしない旨の意思表示を行わない場合には、さらに 5 年間更新されるものとし、その後、期間の満了についても同様とする。

3 貸付目的 和束町社会福祉協議会事務所として利用するため

4 貸付相手方 京都府相楽郡和束町大字釜塚小字生水 15 番地

社会福祉法人 和束町社会福祉協議会

会 長 東 壽亮

令和 7 年 3 月 21 日提出

和束町長 馬場 正実

裏面をお願いいたします。No. 25 の資料でございます。

貸付建物の 2 階の平面図が記載されておりました、貸付面積につきましては 208.45 m²ということでございます。貸付備品は下記のとおりでございますので、お目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

また、右のページでございますが、財産管理委員会の答申の写しを添付しておりますので、こちらにつきましてもお目通しのほうをよろしくをお願いいたします。

以上でございます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

今現在、社会福祉協議会は老人福祉センターのほうで利用されているということでございます。老人福祉センターなり、また駐車場に物置もあって、相当数の備品があるというふうにお聞きしております。この備品が社協の倉庫内で収められるのかどうか、あふれた備品についてはどこで保管するのかという、その辺りをどのようにお考えなのかお聞きしたいです。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

高山議員のご質問にお答えいたします。

一定、広い倉庫のほうを準備させていただいておりますので、できる限りそちらの方で、要らないもの等を整理して受け入れをしていただきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

なるべくならその場所ということなのですが、ベッドであるとか、比較的大型の備品というのも数多くありまして、その中で、ここの倉庫で収められるかというとなかなか難しいところもあるというふうにお聞きしていますので、その辺りはまた検討いただきたいと思いますし、また、社会協議会のほうとも調整をしていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、質疑ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２５号 財産の無償貸付についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２５号 財産の無償貸付については、原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第２６号 和束町道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第２６号の提案理由を申し上げます。

鷺峰山トンネルの開通に伴い、府道宇治木屋線の犬打峠区間が府道から町道に移管されることから、当該路線を新たに町道として認定する必要がありますので、和束町道路線の認定及び廃止についてを提案する次第でございます。

審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは私のほうから、議案第２６号の説明をさせていただきます。

議案第２６号

和東町道路線の認定及び廃止について

道路法第８条第２項及び第１０条第３項の規定により、和東町道路線を別紙のとおり認定及び廃止したいので議会の議決を求める。

令和７年３月２１日提出

和東町長 馬場 正実

１枚めくっていただきまして、別紙のほうをお願いいたします。

まず、認定路線からでございますが、路線番号、路線名、認定路線の起点・終点、実延長の順で説明させていただきます。

２６２、和東宇治田原線、和東町大字南小字大林７７番１地先、和東町大字別所小字犬打谷６番地先、５，４０５．４ｍ

２６７、若山犬打峠線、和東町大字別所小字若山９番５地先、和東町大字別所小字奥田５４番４地先、２３３．３ｍ

続きまして、廃止路線でございます。同様の順で説明させていただきます。

２６２、和東宇治田原線、和東町大字南小字大林７７番１地先、和東町大字別所小字奥田５４番１地先、２，２２９．８ｍ

議長のお許しをいただいておりますので、位置図により説明させていただきます。

今回、府道から移管を受けるのは、青の路線と黄色の点線がない部分の赤の路線となります。いわゆる鷲峰山トンネル開通前の府道宇治木屋線となります。今回提案させていただいたのは、この移管を受ける府道を二つの町道に分けて認定しようとするものでございます。

まず、１点目が和東宇治田原線でございます。

現行の本路線は位置図の黄色の点線部分でございまして、正法寺前を起点とし、和

東町健康保険診療所の前を通り、和東大橋を渡った後に別所地内を通り、観音菩薩付近の三差路までを終点とする路線となっておりますが、一旦この路線を廃止し、従前の和東宇治田原線、黄色の点線部分に今回移管を受ける府道宇治木屋線の一部、赤色の部分の犬打峠区間を追加して、新たな和東宇治田原線とするものでございます。

位置図の赤色の路線が新たな和東宇治田原線となり、起点は現行の和東宇治田原線と同じく正法寺前となり、そこから同様の経路を通り、1枚おめくりいただいた2枚目の位置図となりますが、犬打峠区間を通って和東町と宇治田原町の境界までが終点となる路線となります。

続きまして、2点目が若山犬打峠線でございます。

こちらの路線につきましては青色の路線でございます、起点となる鷲峰山トンネルへつながる新たな府道宇治木屋線との交差点となる部分から観音菩薩付近の三差路までを終点とする路線となります。

なお、今回提案させていただいたのは町道の認定であり、令和7年度中に京都府により舗装や側溝整備などを行った後に町道に移管され、令和7年度から和東町が管理開始するものでございます。

以上でございます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

今回特に鷲峰山トンネルの開通に伴って旧府道が町道に移管するという事で提案だったと思います。それで一つはですね、今回町道に移管した旧府道の関係ですけども、いわゆる改めて言いますと、実延長で5キロを超えるということになっておりますが、特に峠部分について、取りあえず今は京都府のほうに移管する前に一定の清掃

はしていただいたということですが、今後長くずっと町のほうで管理するということになるわけですが、その辺やはりかなり距離も長い、また、いろんな意味で管理も大変だと思いますが、今後その辺の管理体制というのはどのようにお考えでしょうか。やはり農作業の車であるとか、トンネルは自転車が通れないので、自転車がそこを通っていくことの今後もありますし、車両自身は今後通ると思いますが、ただ、その辺で言うと一定管理も必要だと思いますが、その辺は今後どのようにお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

お答えいたします。

議員が言われたとおり、5キロ強の路線となりますので、維持管理のほうも量が大きくなるような感じでございます。管理につきましては建設事業課で管理していくんですが、移管された後は、町道のパトロールなどを強化して行って、予算のほうも頑張って追加したいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

これまで府道でしたので、十分かどうかは別にしても、京都府のほうでパトロールしていただいたりとか、あと、一応、年に1回ぐらいの沿道の草刈りもしていただいていたと思いますけども、それも町道になったということで町のほうの仕事になるということでいえば、かなり予算的にも一定かかるなというふうには思うんですけども、もちろんこれは町道ではあるんですけども、京都府からかなり長い距離のそういった意味での管理を任されるわけですので、いろんな形で引き続き京都府にも道路維持管理についての予算も努力いただきたいなというふうに思っているんですが、その辺、

町長としては何か要望されていますか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

ご承知だと思いますけども、町道管理につきましては交付税が算入されておりますので、その部分で充てていくことになりますので、この路線が延びることによって交付税も若干なりとも伸びるということになります。その辺で考えていきたいと思っております。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

それとあともう一つ心配なのは、車両自身が減ってくるという状況の中でいいますと、以前から不法投棄というのがかなり多い路線でもあったと思うんです。今までもいろんなものが谷のほうにほかされたりとかいうことで、それを回収するとかも含めてされてきた経緯があると思います。今後、車両の減少に伴ってそういったことがある意味やりやすいというような関係にもなってくると思うんですけども、その辺、不法投棄の防止という点で今後さらに強化が必要だと思いますけども、その辺いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

はい、お答えします。

現在も不法投棄でパトロールは回っていただいております。5キロという路線となりますので、今現在パトロールを指定していただいている分につきまして、その路線も不法投棄のパトロールを強化していくように担当課と協議していきたいと思っております。

ので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２６号 和束町道路線の認定及び廃止についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第２６号 和束町道路線の認定及び廃止については、原案のとおり可決されました。

会議の途中ですが、ただいまから午前１０時５０分まで休憩いたします。

休憩（午前１０時３８分～午前１０時５０分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第１１、議案第２７号 和束山の家指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第２７号の提案理由を申し上げます。

和束山の家指定管理者期間が令和７年３月３１日に満了いたしますので、その管

理者として、一般財団法人和東町活性化和東町活性化センターを引き続き指定いたしたく、今回提案させていただいた次第です。

慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

それでは、私のほうから、議案第２７号についてご説明させていただきます。

議案第２７号

和東山の家の指定管理者の指定について

別紙のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法第２４４条の２第６号の規定により、議会の議決を求める。

上記議案を提出する。

令和７年３月２１日提出

和東町長 馬場 正実

おめくりいただきまして、和東山の家の指定管理者の指定について。

指定管理者を次のように定める。

１ 管理を行わせる公の施設の名称及び位置

名称 和東山の家

位置 和東町大字白栖小字猪ケ口２４番地の３

２ 指定管理者となる団体の名称

一般財団法人和東町活性化センター

代表理事 松井幸則

３ 指定管理者となる団体の住所

京都府相楽郡和東町大字白須大字狭間３５番地

４ 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まででございます。

あらかじめ議長のお許しをいただいておりますので、概要で説明させていただきます。

右側の資料 N o . 2 7、指定管理者となる団体の概要についてご説明させていただきます。

1 設立年月日

平成 2 4 年 4 月 2 日

2 設立目的

この法人は、和東町内の住民の交流活動及び和東町地域外住民との交流活動を推進することにより、コミュニティの形成を図るとともに、スポーツの振興、青少年の健全育成、特産品の開発・普及を行い、これらの活動を通して観光産業の振興を図り、もって活力ある地域社会の創造と住民福祉の向上に寄与することを目的とされております。

3 指定管理料

無しでございます。

おめくりいただきまして、次ページ以降につきましては令和 7 年の事業計画書、令和 7 年度収支予算書、定款をつけさせていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

一般財団法人和東町活性化センターを指定管理者として指定いたしたくご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、村山議員。

○ 1 番（村山一彦君）

確認のため質問させていただきます。

山の家、これは和束町にとっては、宿泊施設もない、食事場所も少ないということで絶対必要な場所だと思うんですけどね、収支予算書を上げていただいているんですけど、損益が 5 万円出るというような形になってるんですけども、赤字を出さないための単なる数字合わせではないのかというような感じがします。一応、根拠として収入の方が 3,900 万円上げていただいているんですけど、令和 5 年度あたりはコロナの影響もあったかも分かりませんが、平成 6 年度の 1 月末ぐらいの数値はどれぐらいになっているのか、その辺をちょっと確認したいんですけど。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

4 月 1 日から 1 月末現在で、今のところ 150 万円程度のマイナスとなっております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

1 番、村山議員。

○ 1 番（村山一彦君）

当初、府からの払下げのときに副町長がそのときおっしゃられていたのは、「絶対赤は出せません」と、それが頭にあるんです。だから、その辺、簡単に赤字を出してもらっても困るんですね。

それと、今月末に料理長が交代と。まだ 3 年もなってないと思うんですけどね、料理長がコロコロ代わっておられると思うんです。その辺の問題点をやはりしっかりつかまないと、ズルズル赤字ばかり増えていくんじゃないかと思うんです。その辺は

課長どうお考えですか。

○議長（吉田哲也君）

農村振興課長。

○農村振興課長（松井幸則君）

村山議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かにおっしゃられるとおり、料理長は今回３月３１日で代わられます。今の料理長で２年間務められておられました。ただ、原因が何かというのはなかなか難しいんですが、それも今後改善できるようにはしたいと考えております。

以上です。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第２７号 和東山の家の指定管理者の指定についてを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２７号 和東山の家の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第２８号 令和６年度和東町一般会計補正予算（第６号）、議案第２９号 令和６年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）、議案第３０号 令和６年度和東町介護保険特別会計補正予算（第４号）、議案第３１号 令和６

年度和東町簡易水道事業会計補正予算（第３号）、議案第３２号 令和６年度和東町
特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第４号）、以上５件を一括議題といたし
ます。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場正実君）

議案第２８号から議案第３２号の提案理由を申し上げます。

議案第２８号 令和６年度和東町一般会計補正予算（第６号）は、ふるさと応援寄

附金基金への積立て及び各事業の完了・精査に伴う減額等において

議案第２９号 令和６年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）は、事

業勘定における一般被保険者医療給付費の減額において

議案第３０号 令和６年度和東町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、保険事

業勘定における認定審査会委託負担金及び過誤納還付金等において

議案第３１号 令和６年度和東町簡易水道事業会計補正予算（第３号）号は、各事

業の完了・精査に伴う減額及び一般会計負担金等の確定等において

議案第３２号 令和６年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第４

号）は、簡易水道と同じく、各事業の完了・精査に伴う減額及び一般

会計負担金等の確定等において

それぞれ予算補正を必要といたしましたので、提案させていただいた次第でございま
す。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議案のご説明を申し上げます。議案書をお願いいたします。

議案第 28 号

令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度和束町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 9,630 万円を減額し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 47 億 2,590 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 7 年 3 月 21 日提出

和束町長 馬場 正実

次のページをお願いいたします。

第 1 表でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明をさせていただきます。

1 款町税、3 億 3,771 万 9,000 円、減額の 537 万 1,000 円、3 億 3,234 万 8,000 円。

14 款使用料及び手数料、2,288 万 4,000 円、減額の 36 万 8,000 円、2,844 万 6,000 円。

15 款国庫支出金、4 億 1,283 万 3,000 円、減額の 1,223 万 9,000 円、4 億 59 万 4,000 円。

16 款府支出金、2 億 1,184 万 5,000 円、減額の 2,597 万 4,000 円、

1 億 8,587 万 1,000 円。

17 款財産収入、148 万 2,000 円、129 万 5,000 円、277 万 7,000 円。

18 款寄付金、1,000 円、655 万 6,000 円、655 万 7,000 円。

19 款繰入金、4 億 7,242 万 2,000 円、減額の 8,924 万 1,000 円、3 億 8,318 万 1,000 円。

21 款諸収入、6,970 万 8,000 円、減額の 55 万 8,000 円、6,915 万円。

22 款町債、11 億 2,440 万円、2,960 万円、11 億 5,400 万円。

歳入合計でございますが、48 億 2,220 万円、減額の 9,630 万円、47 億 2,590 万円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

同様のご説明とさせていただきます。

1 款議会費、5,449 万 4,000 円、減額の 30 万 5,000 円、5,418 万 9,000 円。

2 款総務費、7 億 8,356 万 1,000 円、減額の 222 万 1,000 円、7 億 8,134 万円。

3 款民生費、19 億 1,325 万 3,000 円、減額の 3,256 万 7,000 円、18 億 8,068 万 6,000 円。

4 款衛生費、5 億 5,461 万 7,000 円、減額の 1,876 万 1,000 円、5 億 3,590 万 1,000 円。

5 款農林業費、1 億 4,734 万 7,000 円、減額の 906 万 4,000 円、1 億 3,828 万 3,000 円。

6 款商工費、1 億 926 万 1,000 円、減額の 181 万 6,000 円、1 億 744

万5,000円。

7款土木費、3億8,297万1,000円、減額の1,973万4,000円、3億6,323万7,000円。

8款消防費、2億1,394万9,000円、減額の1,058万2,000円、2億336万7,000円。

10款災害復旧費、2,155万5,000円、減額の103万7,000円、2,024万8,000円。

12款諸支出金、1万2,000円、1万2,000円、2万4,000円。

歳出合計は歳入合計と同額でございます。

1枚おめくりいただきまして、第2表でございます。

1. 追加

款、項、事業名、金額の順にご説明を申し上げます。

2款総務費、3項戸籍住民登録費、戸籍電子化事業899万8,000円。

6款商工費、2項商工費、石寺景観展望施設整備事業、4,814万4,000円。

7款土木費、2項道路橋りょう梁費、町道維持修繕事業、1,834万円。

同款、同項、石寺橋整備事業、7,600万円。

同款、同項、橋梁長寿命化修繕事業、1,338万3,000円。

同款、同項、町道中溝学校線改良事業、3,863万4,000円。

同款、同項、町道撰原下島線拡幅改良事業、1,250万円。

同款、3項河川費、河川浚渫事業、500万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業、300万円でございます。

1枚おめくりいただきまして、第3表 地方債補正でございます。

1. 変更でございます。

起債の目的、補正前限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後限度額、起債

の方法、利率、償還の方法の順にご説明を申し上げます。

石寺橋整備事業（過疎対策）、5,870万円、証書借入または証券発行、年5%以内（ただし利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。1億200万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございますので、省略をさせていただきます。

以降につきましても、起債の目的、補正前限度額、補正後の限度額の順にご説明を申し上げます。

橋梁補修事業（辺地対策）、520万円、710万円。

町道撰原下島線拡幅改良事業（緊急防災・減災事業）、1,500万円、1,250万円。

高規格救急車整備事業（過疎対策）、1,930万円、1,120万円。

臨時財政対策債、930万円、430万円。

計でございますが、1億750万円、1億3,710万円でございます。

引き続き予算に関する説明書、令和6年度和東町一般会計補正予算（第6号）に基づき説明を続けさせていただきます。

1から4ページにつきましては議案書と重複しますので、省略をさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、項、目、補正額の順にご説明をさせていただきます。

主なもののみとさせていただきます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人、減額の161万6,000円、2 節滞納繰越分

でございます。

同款、2項固定資産税、1目固定資産税、補正額減額の340万7,000円でございます。こちらにつきましても滞納繰越分でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金でございます。減額の695万8,000円、こちらにつきましては、児童手当国庫負担金でございます。

同款、2項国庫補助金、4目農林業費国庫補助金、減額の376万1,000円。こちらにつきましては、地方創生推進交付金の和束茶ブランド確立事業、減額の175万円、また茶源郷和束ブランディング事業、減額の211万円を計上させていただいております。

16款府支出金、7ページ、8ページをお願いいたします。2款府補助金、6目土木府補助金でございます。補正額減額の1,500万円。こちらにつきましては、きょうと連携交付金、道路維持修繕の分でございます。

18款寄付金、1項寄付金、3目総務費寄付金、655万6,000円。こちらにつきましては、1節和束町ふるさと応援基金で、こどもからお年寄りまでの元気なまちづくりに202万6,000円、生業景観を守るまちづくりに453万円を計上させていただいているところでございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目町政財政基金繰入金、減額の7,774万1,000円、また54目でございますけども、地域福祉基金繰入金としまして減額の1,150万円を計上させていただいております。

9ページ、10ページをお願いいたします。

22款町債、1項町債、1目土木債、4,270万円でございます。1節道路橋りょう費で主な内容でございますが、過疎対策事業債、石寺橋整備事業で4,330万円を計上させていただいているところでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目企画費、減額の1,636万1,000円でございます。主なものでございますが、（事業）で地域おこし協力隊、減額の462万3,000円、このうち負担金補助及び交付金で地域おこし協力隊企業支援補助金で300万円の減額、続いて（事業）でございますが、移住・定住促進事業費で1,001万円の減額を計上させていただいております。

13 ページ、14 ページをお願いいたします。

また、（事業）でございますが、ふるさと応援寄附基金積立金で増額の655万6,000円、また（事業）ではございますけども、景観保全事業で減額の455万円を計上させていただいております。

同款、同項、13 目諸費、923万8,000円でございます。こちらにつきましては、償還金利子及び割引料ということで、国・府返還費でございます。

15 ページ、16 ページをお願いいたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、減額の1,687万円、17 節備品購入費でございます。主なものといたしましては、総合保健福祉施設用の備品といたしまして1,150万円を減額計上させていただいております。

次のページをお願いいたします。

同款、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、減額の1,424万4,000円。主なものでございますが、児童手当給付事業費の児童手当で減額の1,270万円が主なものでございます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、減額の864万3,000円でございます。主なものといたしましては、12 節委託料で予防接種等委託料で800万円の減額を計上させていただいております。

19 ページ、20 ページをお願いいたします。

5 款農林業費、1 項農業費、4 目茶業振興費、減額の752万2,000円でございます。12 節委託料で地域ブランド確立事業委託料で350万円の減額、同じく委

託料でございますが、茶源郷和東オープンエアミュージアム企画設計委託料で402万2,000円の減額を計上させていただいております。

23ページ、24ページをお願いいたします。

7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、予算額は減額の1,530万9,000円。主なものでございますが、（事業）、石寺橋整備事業、工事請負費で減額の1,000万円が主なものとなっております。

8款消防費、1項消防費、次のページをお願いいたします。5目災害対策費、予算額減額の990万4,000円でございます。こちらにつきましては、木造住宅耐震改修事業補助金といたしまして、減額の950万円が主な内容でございます。

以上が一般会計のご説明とさせていただきます。

特別会計につきましては所管課課長より説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

それでは、私のほうからは、議案第29号についてのご説明を申し上げます。議案書のほうをよろしくをお願いいたします。

議案第29号

令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

令和6年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億50万円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年3月21日提出

和東町長 馬場 正実

1枚おめくりください。

第1表 歳入歳出予算補正でございます

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

4款府支出金、5億4,414万2,000円、減額の1億円、4億4,414万2,000円。

歳入合計でございます。7億50万円、減額の1億円、6億050万円でございます。

1枚おめくりください。

続きまして、歳出でございます。

こちらにつきましても、款、補正前の額、補正額、計の順にご説明申し上げます。

2款保険給付費、5億2,049万7,000円、減額の1億円、4億2,049万7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和6年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（事業勘定）、資料No.29により説明を続けさせていただきます。

なお、1ページから4ページの総括は議案書と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

4款府支出金、2項府補助金、1目保険給付費等交付金、補正額減額の1億円。こちらは京都府からの療養給付費に係ります普通交付金でございます。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして歳出でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費、補正額減額の 1 億円。こちらは一般被保険者療養給付費負担金でございます、当初見込んでいた医療費に不用額が出てまいりましたので、補正させていただくものでございます。

以上、国民健康保険特別会計（事業勘定）の説明をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私から、議案第 30 号の説明をさせていただきます。

議案第 30 号

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 58 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 5,721 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 3 月 21 日提出

和束町長 馬場 正実

1 枚おめくりいただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 億 3,378 万 4,000 円、20 万円、1 億 3,398 万 4,000

円。

3 款国庫支出金、1 億 7,564 万円、2 万円、1 億 7,566 万円。

7 款繰入金、1 億 2,180 万円、36 万円、1 億 2,216 万円。

歳入合計、7 億 5,663 万円、58 万円、7 億 5,721 万円。

1 枚おめくりいただきまして、続きまして歳出でございます。歳出も同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、703 万 6,000 円、38 万 2,000 円、741 万 8,000 円。

7 款諸支出金、1,945 万円、20 万円、1,965 万円。

8 款予備費、31 万 2,000 円、減額の 2,000 円、31 万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料 No. 30、予算に関する説明書、令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは総括でございますので、省略させていただきます、5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。款、項、目、補正額の順に説明させていただきます。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料、補正額 20 万円、2 節現年度分の普通徴集保険料でございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目その他一般会計繰入金、補正額 36 万円、1 節事務費等繰入金でございます。

おめくりいただきまして、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

歳出でございます。こちらも同様の説明とさせていただきます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目認定審査会委託負担金、補正額 34 万 1,000 円、18 節負担金補助及び交付金といたしまして、京都府で開催していただいております認定審査会の委託事業費で 34 万 1,000 円でございます。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金、補正額 20 万円、22 節

償還金利子及び割引料で、過誤納還付金で２０万円でございます。

以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

建設事業課長。

○建設事業課長（井上博丞君）

それでは、私のほうから、議案第３１号を説明させていただきます。

議案第３１号

令和６年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第３号）

（総 則）

第１条 令和６年度和束町簡易水道事業会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条 令和６年度和束町簡易水道事業会計第２条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

事項、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

（３）主な建設改良事業、（ロ）町道中溝学校線改良工事に伴う水道管布設替、１、４５０万円、減額の１４８万８、０００円、１、３０１万２、０００円。

（収益的支出の補正）

第３条 予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

収入

第１款水道事業収益、２億１、３６０万７、０００円、減額の７１３万７、０００円、２億６４７万円。

第１項営業収益、１億８８３万７、０００円、減額の３２２万５、０００円、１億５１１万２、０００円。

第2項営業外収益、1億527万円、減額の391万2,000円、1億135万8,000円。

支出

第1款水道事業費用、2億1,347万円、減額の623万7,000円、2億723万3,000円。

第1項営業費用、1億8,629万9,000円、減額の618万7,000円、1億8,011万2,000円。

第2項営業外費用、2,131万7,000円、減額の5万円、2,126万7,000円。

おめくりください。

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対する不足する額7,584万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22万5,000円、過年度分損益勘定留保資金35万7,000円、当年度分損益勘定留保資金7,526万円で補てんするものとする。

第4条につきましても同様の説明とさせていただきます。

収入

第1款資本的収入、7,880万3,000円、減額の275万3,000円、7,605万円。

第1項分担金、72万6,000円、11万円、83万6,000円。

第2項負担金等、2,000万円、減額の142万1,000円、1,857万9,000円。

第3項他会計出資金、5,068万7,000円、294万8,000円、5,363万5,000円。

第4項基金取崩収入、739万円、減額の439万300万円。

支出

第1款資本的支出、1億5,420万6,000円、減額の231万4,000円、
1億5,189万2,000円。

第1項建設改良費、2,420万4,000円、減額の231万1,000円、2,1
89万3,000円。

第2項企業債償還金、1億2,998万7,000円、1,000円、1億2,998
万8,000円。

第3項基金積立金、1万5,000円、減額の4,000円、1万1,000円。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（科目）、（1）職員給与費、（既決予定額）1,296万円、（補正予定額）減
額の56万2,000円、（計）1,239万8,000円。

令和7年3月21日提出

和東町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.31をお願いいたします。

1ページ、2ページは議案書と重複しますので、少しページをおめくりいただきま
して、13ページをお願いいたします。13ページでございます。

令和6年度和東町簡易水道事業会計予算内訳書

収益的収入及び支出

収入

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なもののみとさせていた
だきます。

水道事業収益、営業収益、給水収益、水道使用料、減額の320万円。

同款、営業外収益、他会計負担金、減額の391万5,000円。

次ページに移りまして、支出でございます。

水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費、委託料、減額の１４１万２，０００円、修繕費で減額の１８５万円でございます。

同款、同項、総係費、手当、減額の５７万９，０００円、委託料で減額の５３万３，０００円。いずれも事業完了、事業費確定に伴う減額でございます。

おめくりください。

収益的収入及び支出でございます。

収入

資本的収入、負担金等受益者負担金、工事負担金、減額の１４２万１，０００円。

同款、他会計出資金、２９４万８，０００円。

同款、基金取崩収入、減額の４３９万円。

支出

資本的支出、建設改良費、配水管布設費、委託料で減額の１４８万８，０００円。

予算内訳書は以上となります。

ページを戻っていただきまして、３ページをお願いいたします。３ページでございます。

令和６年度和東町簡易水道事業 予定キャッシュ・フロー計算書。主なもの及び補正のあるもののみを説明させていただきます。

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー、前年度純利益が１５５万３，０００円。こちらは水道料金の減収等に伴い、減額となるものでございます。

業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で８，３４６万３，０００円。

２ 投資活動によるキャッシュ・フロー、合計で減額の５４６万１，０００円でございます。

３ 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計でマイナスの７，１７６万８，０００円。

資金増加額 6 2 3 万 4 , 0 0 0 円、資金期首残高 1 , 0 4 0 万 9 , 0 0 0 円、資金期末残高 1 , 6 6 4 万 3 , 0 0 0 円。

続きまして、4 ページから 6 ページは給与費明細でございますので、後ほどお目通しください。

7 ページ、8 ページでございます。

令和 6 年度当初時点の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどお目通しください。

9 ページ、1 0 ページは令和 6 年度末時点の予定貸借対照表となります。主なもの及び補正のあるものののみ説明させていただきます。

資産の部

(3) 投資

イ 基金 1 , 5 0 2 万 4 , 0 0 0 円。

資産合計で 2 4 億 7 , 7 5 0 万 3 , 0 0 0 円。

1 0 ページに移りまして、負債の部。

大きな補正はございませんので、少し飛ばしまして、1 0 ページ中ほどです。

負債合計で 2 3 億 2 0 4 万 2 , 0 0 0 円。

資本の部でございます。

資本合計が 1 億 7 , 5 4 6 万 1 , 0 0 0 円。

負債資本の合計は資産合計と一致するものでございます。

おめくりください。

1 1 ページから 1 2 ページは注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、簡易水道事業会計補正予算の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第 3 2 号を説明させていただきます。議案第 3 2 号です。議案書のほうをよろしくお願いいたします。

議案第 3 2 号

令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）

（総 則）

第 1 条 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計の補正予算（第 4 号）

は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計第 2 条に定めた業務の

予定量を次のとおり補正する。

事項、既決予定額、補正予定額、計の順に説明させていただきます。

（３）主な建設改良事業、（イ）総合保健福祉施設駐車場整備に伴う下水道管布設

替、１５０万円、減額の１００万円、５０万円。

（収益的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順にご説明させていただきます。

収入でございます。

第 1 款下水道事業収益、１億 6,593 万 7,000 円、減額の 761 万 7,000 円、１億 5,832 万円。

第 1 項営業収益、2,872 万 9,000 円、減額の 1 万 5,000 円、2,871 万 4,000 円。

第 2 項営業外収益、１億 3,651 万円、減額の 760 万 2,000 円、１億 2,891 万 5,000 円。

支出

第 1 款下水道事業費用、１億 6,530 万円、減額の 383 万円、１億 6,147 万円。

第 1 項営業費用、１億 4,312 万 6,000 円、減額の 343 万 8,000 円、１億 3,968 万 8,000 円。

第2項営業外費用、2,027万7,000円、減額の5万円、2,0277,000円。

第3項特別損失、134万7,000円、減額の34万2,000円、105万5,000円。

おめくりください。

(収益的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,916万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金3,916万4,000円で補てんするものとする。

第4条につきましても同様の説明とさせていただきます。

収入

第1款資本的収入、1億503万9,000円、減額の100万円、1億403万9,000円。

第2項負担金等、250万円、減額の100万円、150万円。

支出

第1款資本的支出、1億4,447万7,000円、減額の127万4,000円、1億4,320万3,000円。

第1項建設改良費、390万2,000円、減額の127万4,000円、262万8,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目) (1) 職員給与費、(既決予定額) 1,518万9,000円、(補正予定額) 減額の37万7,000円、(計) 1,481万2,000円。

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第9条中に定めた一般会計から補助を受ける金額「7,675万2,0

〇〇円」を「7,245万2,000円」に改める。

令和7年3月21日提出

和東町長 馬場 正実

続きまして、予算に関する説明書、資料No.32をお願いいたします。

1ページ、2ページは重複いたしますので、少しページをおめくりいただきまして、13ページをお願いいたします。13ページでございます。

令和6年度和東町特定環境保全公共下水道事業会計予算内訳書

収益的収入及び支出

収入

款、項、目、節、金額の順に説明させていただきます。主なもののみとさせていただきます。

下水道事業収益、営業外収益、他会計補助金、減額の430万円。

同款、同項、他会計負担金で減額の304万1,000円。

14ページでございます。

支出でございます。

下水道事業費用、営業費用、処理場費、委託料で減額の88万円、動力費で減額の78万円。

同款、同項、総係費、手当、額の47万8,000円。

同款、特別損失、その他特別損失、減額の34万2,000円。

いずれも事業費確定に伴う減額でございます。

おめくりください。

資本的収入及び支出

収入でございます。

資本的収入、負担金、受益者負担金、工事負担金、減額の100万円。

支出

資本的支出、建設改良費、管渠改良費、工事請負費減額の１００万円。

内訳書の説明は以上となります。

ページを戻っていただきまして、３ページをお願いいたします。３ページでございます。

令和６年度和束町特定環境保全公共下水道事業、予定キャッシュ・フロー計算書。

主なもの及び補正のあるもののみ説明させていただきます。

１ 業務活動によるキャッシュ・フロー、当年度純利益で６７万３,０００円、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計で４,６０３万５,０００円。

２ 投資活動によるキャッシュ・フロー、有形固定資産の取得による支出、減額の５８万５,０００円、投資活動によるキャッシュ・フロー、合計で減額の２,０００円。

３ 財務活動によるキャッシュ・フロー、合計でマイナスの３,６１３万６,０００円。

資金増加額が９８９万７,０００円、資金期首残高３２４万４,０００円、資金期末残高１,３１４万１,０００万円。

続きまして、４ページから６ページは給与費明細書でございますので、後ほどお目通しく下さい。

７ページ、８ページは令和６年度当初時点の予定貸借対照表となっておりますので、後ほどお目通しく下さい。

続きまして、９ページ、１０ページ、令和６年度末時点の予定貸借対照表となります。主なもの及び補正のあったもののみ説明させていただきます。

資産の部

１ 固定資産

（１）有形固定資産

ハ 構築物で３億７,２６５万９,０００円。

続きまして、９ページの一番下です。

資産の合計が 2 8 億 3 , 0 8 7 万 3 , 0 0 0 円。

1 0 ページです。

負債の部でございます。

大きな補正はございませんので、少し飛びまして 1 0 ページの中ほど、負債合計が 2 5 億 9 , 3 2 6 万 8 , 0 0 0 円。

資本の部でございます。資本合計が 2 億 3 , 7 6 0 万 5 , 0 0 0 円。

負債資本合計は資産合計と一致するものでございます。

1 1 ページから 1 2 ページは注記表でございますので、後ほどお目通しください。

以上、特定環境保全公共下水道事業補正予算の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

会議の途中ですが、ただいまから午後 1 時 3 0 分まで休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 4 5 分～午後 1 時 3 0 分）

○議長（吉田哲也君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

これから質疑を行います。

4 番、高山議員。

○4 番（高山豊彦君）

それでは、1 点だけ確認をさせていただきたいと思います。

一般会計補正予算の説明書の 1 8 ページなんですけど、児童手当で 1 , 2 7 4 万円の減額ということになって、非常に大きな金額だなというふうに思うんですが、この減額になっている理由を教えてください。

○議長（吉田哲也君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

高山議員の御質問にお答えさせていただきます。

この児童手当、ご承知のとおり昨年１０月から制度改正がありました。２か月に一度お支払いするというので、積算しておったわけなんです、４か月分を２か月という形での積算ということで、実際この金額でいえば倍額の計算をしていたという事務的なミスが起こったわけでございます。それが発覚したのが今年、年が変わってから１月末のことでございます、今議会にしか提出する時期がありませんでしたので、今回提案させていただいた次第でございます。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

○議長（吉田哲也君）

３番、山本議員。

○３番（山本達也君）

１２ページの下から６行目、移住・定住促進事業費の１，００１万円、この減額について内容を説明いただけますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

地域力推進課長（富田幸彦君）

こちらにつきましては、補助金を当初予算には計上させていただいておりますけれども、これは申請があれば補助金を交付するというもので、今年度の実績自体が交付申請がこの金額に満たなかったということで減額になっております。

○議長（吉田哲也君）

３番、山本議員。

○３番（山本達也君）

申請がなかったということですか。これはほかに転用することはできないお金ということでよろしいですかね。

○議長（吉田哲也君）

地域力推進課長。

地域力推進課長（富田幸彦君）

そのとおりでございます。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

もう一つお伺いします。

26ページ、耐震関係のほうで災害対策諸経費というところで、今年度、今の3月20日時点で結構ですが、どれだけの補助金の申請があったかお伺いできますでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

山本議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらの耐震改修事業補助金につきましては、申請がゼロということでございます。以上です。

○議長（吉田哲也君）

3番、山本議員。

○3番（山本達也君）

申請ゼロということですが、あまり認識がない方も中にはいらっしゃるかもしれません、まだ見ておられないということになるかもしれないんですが、回覧とかいろんなことにしていただいて、もう少し広く告知できるような仕組みですね、全員が知り得るというような仕組みにしていただければと思います。耐震が必要なお宅は結構あると思いますので、災害対策にもなりますので、その辺はよろしくお願いします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

それでは初めに、国民健康保険の事業勘定でお願いしたいと思うんですけども、今回いわゆる歳出でいいますと保険給付費が1億円の減額補正ということで、いわゆる一般被保険者療養給付費ということで、給付が減額だったと。先ほどの説明では、その当初の見込みよりも少なくなって不用額になったという言い方をされておりましたけども。ただ、この給付が1,000万円じゃなくて1億円というのは、この予算でいうと、今回の減額率でいうと大体に20数%あると思うんですね。これはかなりの見込み違いというか、見込みがちょっと違いましたでは済まないというか、4分の1から5分の1程度の給付が少なくなっていたということなんですけども、この辺はなぜこういうようなことになったかというのはどういうふうに分析をされてるのでしょうか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

こちらの保険療養費の積算については、当初予算を積算するときに京都府からいただきます標準保険料率の算定結果を基に積算してございます。市町村独自でなかなか医療費の分析というものができないものでございまして、京都府からの試算結果を基に積算してはいるわけでございます。

今回の試算結果につきましては、平均3か年の医療費にその年度特有の諸事情を掛けて算定されているわけでございますが、和東町としての分析では、新型コロナウイルス感染症によります受診控えから平常診療に戻ります伸び率について、過大に積算

があったということだと認識しております。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

これいわゆる令和6年度ということですけども、令和5年度の決算でいいますと、当初予算が3億8,737万円で、補正として2,040万円ほどの減額ということになってるんですね。大体計として3億6,600万円ぐらいということが決算ということになってるんですね。そういう前年度の実績というか、状況というのはそのまま出るわけではないとしても、前年は2,000万円ほどの減額補正をしているという意味では、それを5倍ぐらいの要は不要になっているというのは、これは幾ら自分たちで京都府の標準税率というものを根拠に算定されるということの背景はあるにしても、1億円もの不用額を出すというのは、かなり大きいずれがあり過ぎるんじゃないかというふうに思うんですよ。

要は、実際、標準税率を元にとりますと、それだけの給付を見込んでこの税率ですというのが、それが適正な保険税の根拠にもなるわけですよ。1億円も減額になってしまうと、じゃあ、令和6年度の保険税の率というか額が適正なのかということにもなると思うんですよ。結果論ですけど、もっと安くてもよかったんじゃないのということになると思うんです。そういう意味では、京都府の見込みというか、標準税率自身が適正でなかったというふうに結果として言えると思うんですけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（吉田哲也君）

税住民課長。

○税住民課長（今西 靖君）

岡本議員のご質問にお答えいたします。

保険料率につきましては納付金に当たるものでございまして、この医療費分に当たる部分につきましては普通交付金として京都府からいただくものでございまして、直接医療費の増減と保険料率ですね、大きな影響はないものと考えております。

また、今年度につきましては、診療報酬の改定もございましたので、なかなかそういったことも含めまして、市町村独自で医療費の伸び率というのは計算するのが難しいものでございまして、京都府の試算結果を参考にさせていただいているところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

基本的にね、要は、保険料の率との関係は薄いみたいな話されますけども。大体はその税率というか、国保税の額というのはこれだけ給付が見込まれるから、それに見合った保険料を保険で払ってくださいという仕組みになってるわけですね。そういう意味では、今の時点で1億円も減額するとなると、本当に令和6年度の保険税の額が適正だとは言えないと思うんですよね。

そういう意味では、今の京都府が一つのいわゆる国保を運営するという意味での仕組み自身が問題があるというふうに言わざるを得ないというふうに思うし、もうちょっとやっぱり自分たちで和束町の被保険者の医療費の動向とか、そういったものをちゃんと分析してやるということをやっていただかないと、やはりこういうことがまた起こってくるというふうに思います。本当に1億円で大き過ぎますので、そこはしっかりと分析していただきたいと思います。実際に今の来年度の税率自身も本当に適正なのかとなりますのでね。そこはそういう目でちゃんと見ていただきたいと思いますというふうに思います。

次にですね、一般会計の16ページですけども、総合保健福祉施設整備事業の関係

で1,150万円が減額になっております。備品が1,150万円減額ということなんですけども、来年度どういうものかということの説明をいただきたいことと、それと、これは予算でも申しましたが、これは町長に聞きますけども、いわゆる4月からオープンする総合保健福祉施設ですね、この利用料金ですね、これを要は役場も含めて全部払ってもらうんだということで言われました。いわゆる社協だろうが、教育委員会だろうが、その関係のサークルだろうが、団体だろうが、多くは決めた料金を払っていただくということですからと言われましたけども、なぜ、そのようなことを今回設定をされたのかということをもう一回改めて理由のほうを町長から説明いただきたいと思います。両方お願いします。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

減額した1,150万円につきましては、前回否決いただきました木製家具の購入分でございます。

以上でございます。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

利用料を取る理由につきましては、簡単な答えでございます。「c h a n o v a」自身の運営管理費をどこから捻出するかということだけでございます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

いわゆる管理のためだと言うけども、大体、令和7年度の予算で料金として計上さ

れたのは200万円ぐらいでしょう。200万円ぐらいであの建物というか、あの運営管理が要は左右されるような、まさか、それがなかったらできないというようなことじゃないですよ。それはそれとしてですね、ほかの自治体の同じような施設のこういう貸館を前もちょっと言いましたけども、一定ちゃんとした一般的な料金の設定はどこでもされてますけども、その上で、いわゆる公の関係とか、それに準じたような団体の利用については減免をするという減免規定がちゃんとあるんですよ。この場合は5割とか、この場合は10割とか、それは備品を貸すことも含めて、一応、定められているところが多いんですよ。

この健康センターの条例には、一応、減免の規定でありますよね。利用料の減免という規定があったと思うんですよ。だけど、詳細な減免規定というか、こういう場合はこうだというのは定められたんですか。一応、町長が認めた場合みたいな話になっていますけども、こういう場合はこんだけやりますみたいなことはもう既に施行規則か何かで定められてるんですか。

○議長（吉田哲也君）

総合施設整備課長。

○総合施設整備課長兼診療所事務長（但馬宗博君）

ただいまだいまの岡本議員のご質問にお答えいたします。

一定定めまして告示までさせていただきましたが、手元に資料がございません。申し訳ございません。後ほど準備させていただきたいと思います。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

町長、いわゆる一定の管理をする上で、一般的に個人が借りるとか、そういった場合に料金が発生するということはもちろんありますよ。だけど、大体のところは、公の役場関係とか、社協関係とか、教育委員会関係とか、そういうところ辺の関係する

団体とか、そういう人たちが利用する場合は、１０割減免とか、５割減免とかというふうにとこも定めてはるんですよ。

今回、新しい施設を整備するに当たっては、もちろんほかの類似した施設の料金がどうなっているのか、減免がどうなってるのかということは十分見られた上で定められているというふうに私は思っておりますけども、今後やはりいろんな方が新しい施設を利用しやすいようにしていくためには、そういうきめ細かい規定を設けて、やはり多くの方が利用しやすいようにしていくというのが町長の責任だというふうに思いますけども、それはちゃんとやっていただいていますか。さっき確認すると言われましたけど、ちゃんとそういう減免規定っていうのは町長の責任で定められてるんですね。定められてないんだったらちゃんと定めて、みんなが利用しやすいようにしていただきたいと思いますけども、いかがですか。

○議長（吉田哲也君）

町長。

○町長（馬場正実君）

確かに、減免規定は災害とかも含めてしてあったと私も記憶しています。ここに規則がないので何とも言えませんが、確かそのようにしてあると思います。

私が言いたいのはそうではなくて、「c h a n o v a」の施設がどれだけお金がかかって、どれだけの費用が今後出ていくのか、それからどれだけ収益があるのかしっかりと見極めた上でそういうことについては判断するべきだと思っていますし、それが他の市町村がどうのこうのという問題ではないと思います。

○議長（吉田哲也君）

６番、岡本議員。

○６番（岡本正意君）

あの施設は収益を上げる施設なんですか。違うでしょう。要は、基本的には住民の税金で建てられた設備ですよ、料金をそうやってやらないと、じゃあ、どれぐらい

かかるのか分からないんですか。そんなことないでしょう。あの施設を運営していく上でどうということどれだけの費用がかかるかとかいうことは、初めからそんなことは想定した上で建ててはると思いますよ。そんなことやってみないと分からんみたいなことではないというふうに思うし、住民を巻き込んでやらんといっていたきたいと思うんですよ。

役場の方が料金を払うのは別に自分で自分の施設でやられるのは別にどうこう言いませんけどね、やりたかったらやったらいいけど、でも、ほかの人をね巻き込まないでいただきたいんですよ。また後で減免規定を見せていただきますけども、ほかのところもちゃんとそういうことをやってはるわけですから、やっぱり恥ずかしいことをしていただきたいくないんですよ。これからいろんな方が外からもそうやって利用されるわけでしょう。普通、そういった規定がちゃんとあっていうのがね、皆さんそんなふうに思っておりますよ。ほかは関係ないわということじゃなくて、ちゃんとそこはほかのところに間違えないようにやっていただいて、皆さんが利用しやすいようにしていただきたいと思いますので、そこは強く要望しておきたいというふうに思います。

次に、いわゆる選挙の関係の費用がちょっと上がったと思うんですけども。

○議長（吉田哲也君）

岡本議員、最後です。

○6番（岡本正意君）

そうですか、分かりました。

この当初予算で参議院選挙と知事選挙までの予算も組まれていたと思うんですけども、この間やはりなかなか投票に行きたくても行けないような方も増えてくる中で、各地でいろんな工夫もされております。そういう意味で、そういう投票権をちゃんと保障するという意味でのこれまでにない工夫というものも今後必要になってくると思いますので、その辺、担当課として何らか考えておられるかどうか確認したいと思

います。

○議長（吉田哲也君）

総務課長。

○総務課長（原田敏明君）

議員のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、前回の衆議院議員の選挙におきましては、やはり不在者投票というのは約半数近くございましたので、皆さんそういう傾向がございますので、今ですと、笠置町におきましてはバスで巡回投票しているという状況も聞いております。こちらにつきましては、本町に合わせた投票ができるように、選挙管理委員会と検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（吉田哲也君）

ほか、ございませんか。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は１件ごとに行います。

議案第２８号 令和６年度和束町一般会計補正予算（第６号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第２８号 令和６年度和束町一般会計補正予算（第６号）は、原案のとおり可決されました。

議案第２９号 令和６年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第４号）を原案

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第 29 号 令和 6 年度和束町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 30 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 30 号 令和 6 年度和束町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 31 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 31 号 令和 6 年度和束町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 32 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第 32 号 令和 6 年度和束町特定環境保全公共下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、発委第 1 号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

議会運営委員会、岡田委員長。

○議会運営委員会委員長（岡田 勇君）

発委第 1 号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例の改正理由を申し上げま

す。

令和 6 年第 4 回定例会に提案・可決された和東町組織条例の一部を改正する条例により機構改革が行われ、本年 4 月 1 日から施行されます。この改正に伴い、関係する和東町議会委員会条例の一部を改正する必要が生じたために提案するものでございます。

それでは、発委第 1 号 和東町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について説明させていただきます。

発委第 1 号

和東町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに和東町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出します。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者 和東町議会運営委員会委員長 岡田 勇

和東町議会議長 吉田哲也 様

あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、議案の概要により説明申し上げます。

和東町議会委員会条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

和東町組織条例の一部を改正する条例が本年 4 月 1 日に施行されることに伴うもの。

2 改正内容

①総務厚生常任委員会所管の福祉課の名称を保健福祉課に改める。

②産業常任委員会所管の地域力推進課をまちづくり応援課に、農村振興課を建設農政課に、建設事業課を環境衛生課にそれぞれ改める。

③あわせて、産業常任委員会の所管から総合施設整備課を削る。

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日でございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第1号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第1号 和束町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第14、発委第2号 和束町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

議会運営委員会、岡田委員長。

○議会運営委員会委員長（岡田 勇君）

発委第2号 和束町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

第213回国会において成立した情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化・効率化を図るため、デジタル社会形成基

本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法が改正されたことにより、和東町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものでございます。

それでは、発委第2号 和東町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をさせていただきます。

発委第2号

和東町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに和東町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和7年3月21日

提出者 和東町議会運営委員会委員長 岡田 勇

和東町議会議長 吉田哲也 様

あらかじめ議長のお許しを得ておりますので、議案の概要により説明を申し上げます。

和東町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例 概要

1 改正理由

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）が改正されたことによる所要の改正であります。

2 改正内容 番号利用法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることになったため、条項のずれの修正を要する。

※番号利用法で使用する文言の定義を定めた第2条中に、第8項として「カード代替電磁的記録」の定義を定めた条項が追加されたものです。

その他、法改正に伴う文言の修正でございます。

3 施行日

令和7年4月1日でございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第2号 和束町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第2号 和束町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15、発議第1号 高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第1号 高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書の提案理由を

申し上げます。

高額療養費制度は、がんや難病など長期の治療・療養を必要とし、ゆえに医療費負担が高額にならざるを得ない場合に、毎月の医療費負担額に上限を設けることで治療を継続し、命と健康維持、回復できるようにするための切実なセーフティーネットであり、多くの患者の命をつなぐ、まさに命綱となっております。

この間、政府が実施しようとしてきた負担上限額の値上げは、必死に命をつないでいる患者の命綱を断ち切るに等しいだけでなく、国民全体に不安を広げるもので、やってはならない暴挙です。ゆえに、先日、国民の大きな反対の声を受けて8月からの負担増を凍結したことは当然ですが、はっきりと白紙撤回するよう求めるべきと考え、本意見書を提案するものです。

それでは、別紙読み上げまして提案とさせていただきます。

発議第1号

高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和7年3月21日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書

高額療養費制度は高額な医療費がかかった際、年収に応じて月ごとに「負担限度額」を設け、患者の自己負担に歯止めをかける仕組みです。

この間、厚生労働省は全ての所得層、全ての年代で限度額の引上げを打ち出し、来年度予算案に盛り込み、8月から段階的に限度額を引き上げる予定ですが、がんや難病患者ら当事者の怒りの声と世論が広がる中で、一部見直しを検討せざるを得なくなりました。しかし、見直しはごく一部であり、全患者が負担増になることは変わりあ

りません。負担増による影響調査では、４割超えが「治療を中断する」、６割が「治療回数を減らす」と回答しており、患者にとって受診抑制は命に直結します。

ところが厚生労働省は２，２７０億円分の受診抑制が起きることを想定して負担増を実施しようとしています。これは国民の命と健康を守る役割を公然と意図的に放棄するもので、到底許されません。

政府は、制度見直しの理由に現役世代の保険料軽減を挙げてきましたが、保険料軽減は平均で月２５８円にすぎず、現役世代も負担増の当事者であり、全く理由になりません。しかも見直しによる給付費減は５，３３０億円で、来年度予算総額のたった０．５％にすぎず、重い病気の人に負担を強いて、命を危険にさらして捻出すべきことではありません。このように高額療養費の見直し、負担増に道理はなく、政府はきっぱり白紙撤回すべきです。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和７年３月３１日

内閣総理大臣 石破 茂 様

財 務 大 臣 加藤 勝信 様

厚生労働大臣 福岡 資麿 様

京都府相楽郡和束町議会

以上よろしく願いいたします。

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○ 6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 1 号 高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書の賛成討論を行います。

「小さな子どもがおり、この子を残して死ねません。高額療養費制度を使っていますが、支払いが苦しい。子どものために少しでも長く生きたい。死ぬことを受け入れ、子どもの将来のためにお金を少しでも残すほうがいいのか追い詰められています」、
「命を続けるための治療で、やめるわけにはいきません。負担額が上がってしまうとそれすら危うくなります」、「正直、政府に治療を諦めて死ねと言われているのかと思いました。20代半ばで、がんになってからたくさんのことを諦め続けています」、
「生きることを考えるだけで精いっぱいなのに、生きるために必須な治療の費用上限までされると、もうどうしたらよいか途方に暮れます。ただでさえ病気のことだけですごく頭を悩ませるのに負担がかなりきついです」、「子どもが2人いるので、もし値上げとなれば子どもたちの学費などを賄えなくなってしまい、私もがん治療をやめなくてはなりません。子どもたちと長く生きていきたいのです」、「働くこともままならない中での引上げはひど過ぎます。先の見えない難病や、一家の大黒柱の方ががんになった場合、家族で共倒れです」、「これ以上医療費が高額になると治療を諦める、命を諦める患者が増えるのは確実です。私たちに殺さないでください。生きることを諦めさせないでください」。

これらの声は、全国がん患者団体連合会がこの間実施した緊急アンケートに寄せられた20代から30代のがん患者の方のものです。政府が実施しようとしていた高額療養費の患者負担を増やす改悪が、いかに生きる希望を奪い、生きることを諦めさせるひどい周知であるか、この制度に手をつけることがなぜ許されないかはあまりにも明らかではないでしょうか。

政府は、当事者である患者団体をはじめ多くの国民の批判が広がる中で、予定していた８月からの値上げを凍結し、再検討すると表明しましたが、当事者の声を丁寧に聞き、正面から受け止め再検討するならば、結論は白紙撤回しかありません。患者の負担は今でも決して低いわけではなく、むしろ高いくらいで、見直すというならば、負担を下げてもらいたいのが実態です。

また、これはがんや難病等の患者だけの問題ではありません。がんは今や２人に１人になると言われ、様々な難病もいつ発症するか分からないもので、誰もが当事者になり、長期に高額の治療費を必要とする事態になり得る可能性があります。高額療養費制度はそのためのセーフティーネットであり、この負担を増やすことは全ての国民の命と健康に関わることであり、とりわけ弱い立場にある人に生きることを諦めさせることになり、到底許されません。

政府は、負担を増やす理由について、制度の持続可能性とか次の世代に制度を存続させるなどを挙げますが、本当にそうでしょうか。今回の負担増を回避するのに必要な予算は約１００億円とされていますが、一方で、アメリカから購入する戦闘機１機だけで２００億円であり、１機だけで当面の２年分を賄えます。同様に、トマホークミサイル４００発を２，５４０億円かけて購入する予定で、この場合、２５年以上分に相当します。また、昨年１２月の臨時国会で可決した補正予算で計上された防衛予算は８，０００億円を超え、一つの半導体企業への補助だけで１兆円にも上りました。毎年、共産党を除く政党に配分されている政党助成金だけを取っても年間３２０億円であり、助成金の３分の１を回しただけでも少なくとも制度の現状を維持することは十分可能であり、少しの予算を振り向けるだけで、制度の持続可能性は十分担保できるし、負担を軽くする制度充実も十分可能なのです。

以上のことから、高額療養費の負担増は、凍結だけでなく、きっぱり白紙撤回し、制度のさらなる拡充こそ求められることを述べまして、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論はございませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第1号 高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、発議第1号 高額療養費の見直し・負担増の白紙撤回を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第16、発議第2号 応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（吉田哲也君）

6番、岡本議員。

○6番（岡本正意君）

発議第2号 応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

この間、「所得税の103万円の壁」の見直し、引上げの問題が議論される中、改めて税の在り方や所得の再分配機能などについてが問われております。日本ではこの30年以上にわたり、実質賃金のマイナス、非正規雇用の拡大、年金削減や介護・医療の負担増など社会保障の後退などが続き、この間は円安などの影響で異常な物価高騰が止まらないなど、長引く経済不況の中で、労働者をはじめ国民の生活は厳しくなる一方、大企業や富裕層のもうけや資産は増大の一等をたどり、かつてなく貧困や格差が拡大しています。

この大きな要因の一つに、累進課税や税の再分配機能の低下が挙げられ、「103万の壁」など一部の小手先の制度見直しではなく、税制の在り方を根本的に見直すこ

とが必要不可欠になっています。

以上の観点から、本意見書を提案するものです。

別紙読み上げまして提案させていただきます。

発議第 2 号

応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定に基づき提出します。

令和 7 年 3 月 21 日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 吉田哲也 様

応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書

財務省作成の資料では、税の原則として「公平、中立、簡素」を挙げ、「公平」とは「経済力が同等の人に等しい負担を求める」「経済力のある人により多い負担を求める」と説明している。この負担の原則、税の累進性は、戦後の日本の税制の土台となっており、税制の所得再分配が機能することで格差を縮小する非常に大切な役割を果たしている。ところが、税率 10%まで上がった消費税の逆進性があまりに強く、勤労世帯で所得 800 万円まで税負担全体の累進性が失われている。これは「税の公平」から見ても異常な事態となっていると同時に、経済力のある人に、より大きな負担をしてもらい、社会保障等の給付が必要な人に再分配する「税制の所得再分配の機能」も失わせている。

消費税による応能負担の原則、税の累進性の弱まりは生計費非課税の原則も破壊している。焦点の一つになっている所得税の所得控除の考え方は、憲法 25 条の生存権を担保する最低生活費には課税しない生計費非課税を原則としている。しかし、物価高騰がそのまま税負担に反映する消費税の激しい逆進性により、生計費非課税の原則にも著しく反する事態となっていることは明らかである。

今必要なことは、所得税の課税最低限の引上げだけでなく、応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制の整備へ根本的な議論を行うことである。その際に、税制の原則を歪め、国民生活に重い負担を強いている消費税を不問にせず、消費税減税を正面から議論すべきである。

令和 7 年 3 月 2 1 日

内閣総理大臣 石破 茂 様

財 務 大 臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

よろしく申し上げます

○議長（吉田哲也君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6 番、岡本議員。

○6 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 2 号 応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書について賛成討論を行います。

意見書の冒頭にもあるように、現憲法下での税制の原則は応能負担と累進課税です。応能負担とは、負担能力に応じた負担、累進課税とは、所得や資産が多いほど課税額が多くなる仕組みです。この原則が正常に働くことが国民生活を支える財源を確保し、所得の再分配を機能させることにつながります。

ところが意見書にもあるように、税制の原則を破壊し、本来あるべき機能を不全にしている大きな要因が消費税です。それは総務省の家計調査を基に作成された勤労者世帯の年収別の所得税、住民税、消費税などの税負担率を見るとはっきり表れております。

例えば、所得税は、年収200万円までの世帯が0.6%で、年収額上がるほど負担率が上がり、年収1,500万円以上で8.1%、同じく、住民税も年収200万円までで0.7%、年収1,500万円以上で4.7%と、所得税と住民税では累進性は維持されております。しかし、消費税は年収200万円までで6.3%で、年収が高くなるにつれて負担率が下がり、年収1,500万円以上で2.8%と極めて逆進性が高くなっております。所得税と住民税の合計では、年収200万円までで1.3%、1,500万円以上で12.8%と11.3%の差がありますが、消費税を加えると8%台まで差が縮小し、年収800万円だとほとんど差がなくなり、消費税の強い逆進性が税の累進性を壊していることが浮き彫りになっております。それゆえに、負担能力に応じて負担する応能負担も弱まっております。消費税によってこの累進性や応能負担が壊されることで、最低限の生計費には課税しないという原則も形骸化しております。

この間、話題になっている所得税の課税上限の見直しは当然必要ですが、ここだけを見直すだけでは103万円以上の世帯は、手取り収入が少々増えるとしても新たな保険料負担が増えるなど効果は限定的であり、これまでも非課税だった103万円以下の世帯には何の恩恵もありません。物価高騰が今後も続けば逆進性の強い消費税負担が増加し、ますます累進性破壊に拍車をかけることは明らかなです。消費税は所得に関係なく生活費に課税する税であることから、必然的に生計費非課税と矛盾し、所得が低い世帯ほど負担が重くなります。

以上のことから、本来の税の原則をゆがめている根本に消費税があり、消費税を減税・廃止する方向こそ求められております。

政府は、消費税の逆進性は否定できない一方で、給付の面では、低所得層に多く配分されているとの理屈で合理化・正当化していますが、所得の再分配とは、経済力の高い所得の多い人により大きな負担をしてもらい、社会保障などの給付を必要な人に再分配する仕組みであり、政府の理屈は所得の再分配ではなく、単なる自己責任の押しつけになっております。

そもそも消費税は、財界の法人税減税の要望に応え、「税の直間比率の見直し」を理由に導入されたもので、「福祉のため」などの理由は後からつくられたごまかしにすぎません。実際、消費税導入以降、税率が上がるたびに、法人税減税が繰り返されただけでなく、この間のインボイス制度導入で非課税事業者からも課税する一方で、輸出大企業は消費税を払うどころか多額の戻り税の還付を受けております。

このような現実からも、意見書が指摘しているように、税負担の在り方を部分的な措置だけで終わらせず、根本的に改革する議論が必要であり、その際に、税の原則をゆがめ、格差と貧困を拡大する元凶となっている消費税を除外、不問にせず、減税や廃止への道を開くことこそ、責任ある財源の確保や格差と貧困の解決、国民生活を守る健全な経済成長などにつながることを申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（吉田哲也君）

ほか、討論ありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第２号 応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第２号 応能負担、生計費非課税の原則に立った公平な税制を求める意見書は、否決されました。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後２時２４分～午後２時３８分）

○副議長（村山一彦君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議長、吉田哲也議員から議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第１として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第１、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定によって吉田哲也議員の退場を求めます。

（吉田哲也議員 退場）

○副議長（村山一彦君）

職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（細井隆則君）

失礼いたします。

令和７年３月２１日

和束町議会副議長 村山和彦 様

和束町議会議長 吉田哲也

辞職願

このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（村山一彦君）

吉田哲也議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、吉田哲也議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

(吉田哲也議員 入場)

○議長（吉田哲也君）

議長辞職につき挨拶がありましたら許可します。

○10番（吉田哲也君）

議長退任に当たりまして、一言、議員の皆様にご感謝とお礼の言葉を申し上げます。

拙い議会運営でございましたが、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻、そしてご協力の下、大過なく議長職を務めさせていただくことができました。

念願の鷲峰山トンネルが開通し、4月から健康福祉交流センターの稼働が開始します。本町にとって来る令和7年度は後期基本計画の策定もあり、新しいスタートの年でもあります。我々議会は行政が独断で先行しないよう監視するだけではなく、行政と共に車の両輪のごとく、まちづくりを前進させていかなければなりません。議員の皆様方にはそうした自覚を持ってこれからも議員活動に精励いただきますようお願いいたします。

事務局の皆さんも長短ありますが、2年間ありがとうございました。心から感謝いたします。

以上で、議長退任に当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（村山一彦君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第２として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第２ 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（村山一彦君）

ただいまの出席議員数は、１０人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に２番、宗 健司議員、３番、山本達也議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

(投票用紙配付)

○副議長（村山一彦君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長（村山一彦君）

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（細井隆則君）

座ったままお呼びいたします。

2 番 宗 健司議員、 3 番 山本 達也議員

4 番 高山 豊彦議員、 5 番 井上武津男議員

6 番 岡本 正意議員、 7 番 畑 武志議員

8 番 小西 啓議員、 9 番 岡田 勇議員

10 番 吉田 哲也議員、 1 番 村山 一彦議員

○副議長（村山一彦君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

2 番、宗 健司議員、 3 番、山本達也議員、立会いをお願いいたします。

（開 票）

○副議長（村山一彦君）

選挙結果を報告します。

投票総数 10 票、有効投票 10 票です。

有効投票のうち畑 武志議員 4 票、村山一彦議員 3 票、岡田 勇議員 2 票、岡本正
意議員 1 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、畑 武志議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（村山一彦君）

ただいま議長に当選された畑 武志議員が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

畑 武志議員、議長就任のごあいさつをお願いします。

○ 7 番（畑 武志君）

それでは、一言お礼を申し上げます。

ただいまは議長選挙におきまして議員の皆さん方のご支援、ご協力をいただき、当選の栄誉を賜ることができました。誠に身に余る光栄であり、心よりお礼申し上げます。

さて、元号が令和に変わるのと同じく、世界を、また日本の経済を脅かした新型コロナウイルス感染症の戦いは、5 年以上の歳月が経過した今も完全終息とはなっていませんが、ようやく落ち着きを取り戻したように思います。

そうした中、去る 2 月 24 日には、長年住民の願いである鷲峰山トンネルが開通し、住民生活の利便性向上と町内外の交流促進や経済活動の活性化が期待されています。

また、トンネルの開通と合わせ、住民の健康づくりとあらゆる年齢層の交流拠点となる健康交流福祉センターが完成したことは、この和束町の歴史にとっても非常に重要な 1 ページになると、このように確信しております。あとはこれをいかに有効に活用できるか行政手腕が問われることになろうかと思えます。

さらに、住民の少子高齢化、また、それに伴う地域コミュニティの希薄化や農業従事者の高齢化、担い手不足などが深刻な問題になっているほか、防災面においても、近年の地球温暖化による大規模災害の発生に備える対策実施など、本町が抱える課題は山積しております。

こうした状況の中、二元代表制の一翼を担う議会としては、より一層高い問題意識、そして志の下に、これらの課題に正面から向き合い、行政と大いに議論を交わし、住民の大きな期待に誠心誠意応じていくことが大変重要であると、このように考えております。

今後はこれまでの経験を生かしながら、住民の皆さん方に信頼され、また活発で開かれた議会を目指して全力で取り組む所存であります。

後になりましたが、委員の皆さん方、また町長、理事、各課の課長、そして仕事上の職員の皆さん方のご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、就任の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（村山一彦君）

それでは議長と交代します。

○議長（畑 武志君）

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後 3 時 0 6 分～午後 3 時 2 0 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

副議長、村山一彦議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第 3 として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 3、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、村山一彦議員の退場を求めます。

（村山一彦議員 退場）

○議長（畑 武志君）

局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（細井隆則君）

失礼いたします。

令和 7 年 3 月 2 1 日

和束町議会議長 畑 武志 様

和束町議会副議長 村山一彦

辞職願

このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

お諮りいたします。

村山一彦議員の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、村山一彦議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

（村山一彦議員 入場）

○議長（畑 武志君）

村山一彦議員の副議長辞職を許可することに決定しましたので、村山和彦議員にこの旨、告知いたします。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第 4 として日程の順序を変更

し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第４、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（畑 武志君）

ただいまの出席議員数は、１０人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第３２条第２項の規定によって、立会人に２番、宗 健司議員、３番、山本達也議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。白票は無効票といたします。

(投票用紙配付)

○議長（畑 武志君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（畑 武志君）

異常なしと認めます。

ただいまから選挙を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（細井隆則君）

座ったままお呼びいたします。

1 番 村山 一彦議員、 2 番 宗 健司議員
3 番 山本 達也議員、 4 番 高山 豊彦議員
5 番 井上武津男議員、 6 番 岡本 正意議員
8 番 小西 啓議員、 9 番 岡田 勇議員
1 0 番 吉田 哲也議員、 7 番 畑 武志議員

○議長（畑 武志君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

2 番、宗 健司議員、3 番、山本達也議員の立会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（畑 武志君）

選挙の結果報告をいたします。

投票総数 1 0 票、有効投票 9 票、無効投票 1 票です。

有効投票のうち岡田 勇議員 5 票、高山豊彦議員 2 票、宗 健司議員 2 票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、岡田 勇議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（畑 武志君）

ただいま副議長に当選されました岡田 勇議員が議場におられます。

会議規則第 3 3 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

岡田 勇議員、副議長就任の挨拶をお願いいたします。

○副議長（岡田 勇君）

ただいま皆さん方のご推挙によりまして、老骨の私ですけども、先ほどの畑議長の挨拶にありましたとおりに、私も一生懸命頑張ってやってみますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

暫時休憩いたします。

休憩（午後 3 時 3 7 分～午後 3 時 4 7 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

お諮りいたします。

お手元に配付した日程第 1 号の 1 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、日程第 1 号の 1 を本日の日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議席の一部を変更します。

お諮りいたします。

変更した議席はお手元に配付した議席表のとおりです。

その議席番号及び氏名を局長に朗読させます。

○事務局長（細井隆則君）

1 番議席 岡田 勇議員、 2 番議席 宗 健司議員

3 番議席 山本 達也議員、 4 番議席 高山 豊彦議員

5 番議席 村山 一彦議員、 6 番議席 井上武津男議員

7 番議席 岡本 正意議員、 8 番議席 吉田 哲也議員

9 番議席 小西 啓議員、 10 番議席 畑 武志議員

以上でございます。

○議長（畑 武志君）

なお、指名柱の議席番号については、次期定例会までに記入させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後 3 時 49 分～午後 4 時 21 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 6、常任委員会の所属変更の件を議題といたします。

総務厚生常任委員の山本達也議員、村山一彦議員から産業常任議員に、産業常任委員の岡本正意議員と吉田哲也議員から総務厚生常任委員に、それぞれ常任委員会の所属変更したいとの申出がありました。

お諮りします。

山本達也議員、村山一彦議員、岡本正意議員、吉田哲也議員からの申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。

したがって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

常任委員会の報告をいたします。

総務厚生常任委員会、吉田哲也議員、井上武津男議員、岡本正意議員、小西 啓議員、そして私、畑です。

産業常任委員会、宗 健司議員、山本達也議員、高山豊彦議員、村山一彦議員、岡田 勇議員、以上でございます。

これより本会議を休憩し、その間、常任委員会の初会議を開き、委員長及び副委員長の選任をお願いいたします。

総務常任委員会は議員控室で、産業常任委員会は委員会室で初会合をお願いいたします。

なお、委員長が選任されますまでは、年長の委員が臨時委員長として職務を行うようお願いいたします。

ただいまから暫時休憩いたします。

休憩（午後４時２３分～午後４時４１分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

各常任委員会より委員長、副委員長の互選が行われましたので、代表の方は発表をお願いいたします。

○総務厚生常任委員会臨時委員長（小西 啓君）

委員長に吉田哲也議員、副委員長、岡本正意議員。

○産業常任委員会臨時委員長（岡田 勇君）

委員長、高山豊彦議員、副委員長、山本達也議員。

○議長（畑 武志君）

ただいま総務厚生常任委員会委員長に吉田哲也議員、副委員長に岡本正意議員、産業常任委員会委員長に高山豊彦議員、副委員長に山本達也議員が選任されましたので、報告いたします。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後４時４２分～午後４時５８分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第７、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

議会運営委員会、山本達也議員、高山豊彦議員、吉田哲也議員、井上武津男議員、小西 啓議員、以上でございます。

○議長（畑 武志君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

場所は休憩室で行います。

なお、年長の方が臨時委員長としてよろしくお願いいたします。

本日の会議は、議事進行上、会議時間を延長いたします。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後5時01分～午後5時13分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先程の議会運営委員会委員の選任についてを破棄とし、改めて議題としてお諮りいたします。

議会運営委員会の委員については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

議会運営委員会、高山豊彦議員、吉田哲也議員、井上武津男議員、小西 啓議員、岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（畑 武志君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会運営委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

場所については議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 5 時 1 5 分～午後 5 時 3 2 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会運営委員会の委員長・副委員長の互選が行われ、委員長に小西 啓議員、副委員長に井上武津男議員が就任されましたので、報告します。

追加日程第 8、議会広報編集委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報編集委員会の委員については、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

局長から報告させます。

○事務局長（細井隆則君）

広報編集委員会、宗 健司議員、村山一彦議員、吉田哲也議員、井上武津男議員、

岡田 勇議員、以上でございます。

○議長（畑 武志君）

ただいまの報告のとおり指名することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

これより本会議を休憩し、その間、初委員会を開き、議会広報編集委員会の委員長、副委員長の選任をお願いいたします。

場所は議長室で行います。

これより暫時休憩いたします。

休憩（午後 5 時 3 3 分～午後 5 時 4 7 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

議会報広報編集委員会の委員長・副委員長の互選が行われ、委員長に井上武津男議員、副委員長に宗 健司議員が就任されましたので、報告します。

追加日程第 9、一部事務組合議会議員の選挙を行います。

本町の議会議員が一部事務組合議会の構成員となるものに相楽広域行政組合、相楽中部消防組合、国民健康保険山城病院組合、以上の一部事務組合があります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 18 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽広域行政組合議会議員には私と岡本正意議員、相楽中部消防組合議会議員には私と山本達也議員、国民健康保険山城病院組合議会議員に小西 啓議員と高山豊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました各議員が一部事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました各議員が一部事務組合議会議員に当選されました。

したがいまして、各一部事務組合議会議員は選挙の結果、相楽広域行政組合議会議員には私と岡本正意議員、相楽中部消防組合議会議員には私と山本達也議員、国民健康保険山城病院組合議会議員には小西 啓議員と高山豊彦議員、以上各議員がそれぞれ当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第10、京都府後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都府後期高齢者医療広域連合会議員には、村山一彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました村山一彦議員を京都府後期高齢者医療広域連合会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました村山一彦議員が京都府後期高齢者医療広域連合会議員に当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第11、京都地方税機構広域連合議会の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法については議長において指名することとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

京都地方税機構広域連合連合会議員には高山豊彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました高山豊彦議員を京都地方税機構広域連合議

会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高山豊彦議員が京都地方税機構広域連合議会議員に当選されましたので、この旨、告知いたします。

追加日程第１２、相楽東部広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙につきましては、地方自治法第１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

相楽東部広域連合議会議員には、私、畑 武志と岡田 勇議員、高山豊彦議員、山本達也議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました私、畑 武志と岡田 勇議員、高山豊彦議員、山本達也議員を相楽東部広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました私、畑 武志、岡田 勇議員、高山豊彦議員、山本達也議員が相楽東部広域連合議会議員に当選されましたので、その旨、告知いた

します。

休憩（午後 5 時 5 5 分～午後 5 時 5 6 分）

○議長（畑 武志君）

休憩前に引き続き会議を続けます。

追加日程第 13、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付の申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

したがって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（馬場正実君）

令和 7 年第 1 回定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まずもって、提案させていただきました議案につきまして全て承認いただきましてありがとうございます。

令和 6 年も締めくくりということで、いろんな工事等がここにあります。「c h

a n o v a」が出来上がったたり、トンネルが開通したり、それから橋の工事が進んだりということでございます。無事、事業が令和6年は滞りなく進んできたかなというふうに感じております。

また、あわせて、鷲峰山トンネルにつきましては、議運のほうから、よくできた、早くなったというような意見をよく聞くようになりました。トンネル効果というのは確かにあるとは思っておりますが、ただただ、このトンネルにつきましては、今後、人口流出にならないようにしっかりと事務を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

また、あわせまして、4月1日からは「c h a n o v a」が動き出します。来週に入りますと、水曜日から診療所を休診させていただいて移動をさせていただきます。4月1日から、職員一丸となって「c h a n o v a」を動かしながら和東町行政を進めたい。そして、令和7年度につきましては、第5次総合計画の後期の策定となります。和東町を今後、持続可能なまちにしていくために努力してまいりたいと思っておりますので、議員の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げまして、第1回定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

今期定例会、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（畑 武志君）

これをもちまして、令和7年和東町議会第1回定例会を閉会いたします。

本日は、ご苦労さまでした。

午後6時00分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

和東町議会議長 畑 武 志

会議録署名議員 岡 田 勇

会議録署名議員 村 山 一 彦